

(2) 日常生活用具の給付・貸与

【対象品目等一覧】

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として身体障がい者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を必要とする身体障がい者若しくは下肢若しくは体幹機能障がい2級の身体障がい児又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障がい者若しくは知的障がい児として判定され、障がいの程度が重度若しくは最重度である者。ただし、原則として3歳以上の者	じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの	19,600円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を必要とする身体障がい者若しくは身体障がい児。ただし、原則としてがくれいじいじょうもの学龄児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障がい者若しくは身体障がい児又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年

<p>入浴担架</p>	<p>下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者若しくは身体障がい児で、入浴に当たり家族等他人の介助を要するもの。ただし、原則として3歳以上の者</p>	<p>身体障がい者又は身体障がい児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの</p>	<p>82,400円</p>	<p>5年</p>
<p>体位変換器</p>	<p>下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者若しくは身体障がい児で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要するもの。ただし、原則としてがくれいじいじょうもの学齢児以上の者</p>	<p>介助者が身体障がい者又は身体障がい児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの</p>	<p>15,000円</p>	<p>5年</p>
<p>移動用リフト</p>	<p>下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者若しくは身体障がい児。ただし、原則として3歳以上の者</p>	<p>介護者が身体障がい者又は身体障がい児を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。</p>	<p>159,000円</p>	<p>4年</p>
<p>訓練いす</p>	<p>下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児。ただし、原則として3歳以上の者</p>	<p>原則として附属のテーブルを付けるものとする。</p>	<p>33,100円</p>	<p>5年</p>
<p>訓練用ベッド</p>	<p>下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児。ただし、原則として学齢児以上の者</p>	<p>腕又は脚の訓練等ができる器具を備えたもの</p>	<p>159,200円</p>	<p>8年</p>

	<p>にゆうよくほじょようぐ 入浴補助用具</p>	<p>か し また たいかん き のうしやう しんたいしやう 下肢又は体幹機能障がい 者若しくは身体障がい児で、入浴に 介助を必要とするもの。ただし、原則と して3歳以上の者</p>	<p>にゆうよくじ いどう ざい ほ じ よくそう にゆうすいなど 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を 補助でき、身体障がい者若しくは身体障がい児 又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、 設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	<p>90,000円</p>	<p>ねん 8年</p>
	<p>べんき 便器</p>	<p>か し また たいかん き のうしやう きゆう い じやう 下肢又は体幹機能障がい2級以上の 身体障がい者若しくは身体障がい児。 ただし、原則として学齢児以上の者</p>	<p>しんたいしやう しやまた しんたいしやう じ ようい しやう 身体障がい者又は身体障がい児が容易に使用し 得るもの（手すりを付けることができるもの。た だし、身体障がい児は手すり付のもの。）た だし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除 く。</p>	<p>べんき 便器 4,450円 て つきべんき 手すり付便器 5,400円</p>	<p>ねん 8年</p>
<p>自立生活支援用具</p>	<p>とうぶほごぼう 頭部保護帽</p>	<p>へいこうきのうまた か し も たいかん き のうしやう 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障が いを有し、歩行や立位が不安定で頻繁に 転倒する恐れのある身体障がい者若しく は身体障がい児又は児童相談所若しくは 知的障 害者更生相談所において知的障 がい者若しくは知的障がい児として判定 され、障がいの程度が重度若しくは最 重度である者又は精神障がい者若しく は精神障がい児で、てんかんの発作等に より頻繁に転倒する者</p>	<p>がた ほこう こんなん もの てんとう さい とうぶ ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部 を保護できる機能を有するもの (1) スポンジ及び革を主材料としているもの (2) スポンジ、革及びプラスチックを主材料と しているもの</p>	<p>(1) 15,200円 (2) 36,750円</p>	<p>ねん 3年</p>
	<p>じじやう ぼうじやう T字状・棒状の つえ</p>	<p>へいこうきのうまた か し も たいかん き のうしやう 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障が いの身体障がい者若しくは身体障がい 児。ただし、原則として学齢児以上の者</p>	<p>もくざいまた けいきんぞくせい しやう しやも しんたいしやう 木材又は軽金属製で障がい者若しくは身体障が い児が容易に使用し得るもの。必要に応じて附属 品の加算を認める。</p>	<p>もく ざい 木 材 2,310円 けいきんぞく 軽金属 3,150円</p>	<p>ねん 3年</p>

			<p>やこうざい いちぶ 夜光材 (一部) 430円</p> <p>やこうざい ぜんめん 夜光材 (全面) 1,260円</p> <p>がいそう ぱくしよく 外装に白色 また きいろ 又は黄色ラッカー 273円</p> <p>アイスピック 1,050円</p>	
<p>いどう ・ いじよう しえん 移動 ・ 移乗 支援 ようぐ 用具</p>	<p>へいこうきのうまた か し も たいかん きのうしろう 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障が いの身体障がい者若しくは身体障がい 児で、家庭内の移動等において介助を 必要とするもの。ただし、原則として3 歳以上の者</p>	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロー プ等であること。ただし、設置に当たり住宅改 修を伴うものを除く。</p> <p>(1) 身体障がい者又は身体障がい児の身体機能 の状態を十分踏まえたものであって、必要な 強度と安定性を有するもの</p> <p>(2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作 の補助、段差解消等の用具とする。</p>	<p>60,000円</p>	<p>ねん 8年</p>
<p>とくしゅべんき 特殊便器</p>	<p>じょうししろう きゅうい じょう しんたいしろう しゃ 上肢障がい2級以上の身体障がい者 若しくは身体障がい児又は児童相談所若 しくは知的障害者更生相談所において 知的障がい者若しくは知的障がい児と して判定され、障がいの程度が重度若し くは最重度である者で、訓練を行っても</p>	<p>あしぶ おんすいおんぷう だ え しんたい 足踏みペダルで温水温風を出し得るもので、身体 障がい者若しくは身体障がい児又は知的障が い者若しくは知的障がい児を介護している者が 容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るも の。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴う ものを除く。</p>	<p>151,200円</p>	<p>ねん 8年</p>

	<p>じりき はいべんご しより こんなん 自力での排便後の処理が困難なもの。た だし、<small>げんそく がくれいじいじょう もの</small> 原則として学齢児以上の者</p>			
<p>かさいけいほうき 火災警報器</p>	<p>しょう どうきゅう きゅういじょう しんたいしょう しゃ 障がい等級2級以上の身体障がい者 も 若しくは身体障がい児又は児童相談所若 しくは知的障がい児又は児童相談所若 しくは知的障がい児又は児童相談所において知 的障がい者若しくは知的障がい児とし て判定され、障がいの程度が重度若しく は最重度である者又は精神障がい者若し くは精神障がい児であってそれぞれ火災 発生の感知及び避難が著しく困難な もの。ただし、<small>かさい はっせい かんち およ ひなん</small> 火災発生の感知及び避難が 著しく困難な者のみの世帯又はこれに 準ずる世帯</p>	<p>しつない かせい けむりまた ねつ かんち おとまた ひかり 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光 を<small>はつ おくがい けいほう</small>発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>	<p>15,500円<small>えん</small></p>	<p>ねん 8年</p>
<p>じどうしょうかき 自動消火器</p>	<p>しょう どうきゅう きゅういじょう しんたいしょう しゃ 障がい等級2級以上の身体障がい者 も 若しくは身体障がい児又は児童相談所若 しくは知的障がい児又は児童相談所において知 的障がい者若しくは知的障がい児とし て判定され、障害の程度が重度若しくは 最重度である者又は精神障がい者若しく は精神障がい児であってそれぞれ火災 発生の感知及び避難が著しく困難な もの。ただし、<small>かさい はっせい かんち およ ひなん</small> 火災発生の感知及び避難が 著しく困難な者のみの世帯又はこれに</p>	<p>しつないおんど いじょうじょうしょうまた ほのお せつしよく じどうてき 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に しょうかえき ふんしゃ しょうき かせい しょうか え 消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの</p>	<p>28,700円<small>えん</small></p>	<p>ねん 8年</p>

	じゆん せたい 準ずる世帯			
でんじちようりき 電磁調理器	しかくしょう きゆういじよう しんたいしょう しゃ 視覚障がい2級以上の身体障がい者 若しくはしんたいしょう じ 若しくは身体障がい児でこれらの者のみ の世帯若しくはこれに準ずる世帯又は児 せたいも じゆん せたいまた じ 童相談所若しくは知的障がい者更生相談所 どうそうだんしよ も ちてきしょうがいしゃこうせいそうだんしよ においてちてきしょう しゃも ちてきしょう がい児と判定され、障がいの程度が重 じ はんてい しょう ていど じゆう 度若しくは最重度である者又は精神障 ど も さいじゆうど ものまた せいしんしょう がい者若しくはせいしんしょう じ 者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯 もの せたいも じゆん せたい	しょう しゃまた しょう じ しょう え 障がい者又は障がい児が容易に使用し得るもの	41,000円 ^{えん}	ねん 6年
ほこう じかん えんちよう 歩行時間延長 しんごうきよう こがた 信号機用 小型 そうしんき 送信機	しかくしょう きゆういじよう しんたいしょう しゃまた 視覚障がい2級以上の身体障がい者又 しんたいしょう じ は身体障がい児。ただし、原則として がくれいじいじよう もの 学齢児以上の者	しんたいしょう しゃまた しんたいしょう じ しょう え 身体障がい者又は身体障がい児が容易に使用し 得るもの	7,000円 ^{えん}	ねん 10年
ちようかくしょう 聴覚障がい しゃよう おくない しんごう 者用 屋内 信号 そうち 装置	ちようかくしょう きゆういじよう しんたいしょう しゃ 聴覚障がい2級以上の身体障がい者 でこれらの者のみの世帯又はこれに準ず せたい る世帯	おんせいなど しかく しょつかくなど ちかく 音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円 ^{えん}	ねん 10年

在宅療養等支援用具	透析液加温器 とうせきえきかじつき	腎臓機能障がい3級以上で自己連続携 行式腹膜灌流法 (CAPD) による透析療 法を行う身体障がい者又は身体障がい 児。ただし、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー (吸入器) きゅうにゆうき	呼吸器機能障がい3級以上又は同程 度の身体障がい者若しくは身体障がい 児であって、必要と認められるもの。た だし、原則として学齢児以上の者	身体障がい者又は身体障がい児が容易に使用し 得るもの	36,000円	5年
	電気式 たん吸引器 でんきしき	呼吸器機能障がい3級以上又は同程 度の身体障がい者若しくは身体障がい 児であって、必要と認められるもの。た だし、原則として学齢児以上の者	身体障がい者又は身体障がい児が容易に使用し 得るもの	56,400円	5年
	酸素ボンベ運搬 しゃ車 さんそ	医療保険における在宅酸素療法を行う 身体障がい者	身体障がい者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
	盲人用体温計 (音声式) おんせいしき	視覚障がい2級以上の視覚障がい者 又は身体障がい児でこれらの者のみの 世帯若しくはこれに準ずる世帯。ただ し、原則として学齢児以上の者	身体障がい者又は身体障がい児が容易に使用し 得るもの	9,000円	5年
	盲人用体重計 もうじんようたいじゅうけい	視覚障がい2級以上の視覚障がい者 の世帯又はこれに準ずる世帯	身体障がい者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年

情報・意思疎通支援用具	けいたいようかいわ ほ じよ 携帯用会話補助 装置	おんせいきのうも げんごきのうしやう しんたい 音声機能若しくは言語機能障がい <small>の</small> 身体 しょうしやも しんたいしやう じまた 障がい者若しくは身体障がい児又は したいふじゆう はつせい はつご いちじる 肢体不自由であつて発声・発語に著し しょう ゆう しんたいしやう しやも い障がいを有する身体障がい者若しく しんたいしやう じ げんそく がく は身体障がい児。ただし、原則として学 れいじいじやう もの 齢児以上の者	けいたいしき おんせいまた ぶんしやう へんかん き 携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機 のう ゆう しんたいしやう しやまた しんたいしやう じ よう 能を有し、身体障がい者又は身体障がい児が容 い しやう え 易に使用し得るもの	98,800円	ねん 5年
	じやうほう つうしん しえん 情報・通信支援 ようぐ 用具	じやうしきのうしやう きやうまた しかくしやう 上肢機能障がい2級又は視覚障がい きやういじやう しんたいしやう しやも しんたい 2級以上の身体障がい者若しくは身体 しょう じ げんそく がくれいじい 障がい児。ただし、原則として学齢児以 じやう もの 上の者	しんたいしやう しやむ 身体障がい者向けのパーソナルコンピューター しゅうへんきき 周辺機器や、アプリケーションソフト	100,000円	ねん 6年
	てんじ 点字ディスプレイ	しかくしやう およ ちょうかくしやう じやうど じやう 視覚障がい及び聴覚障がいの重度重 ふくしやう しや げんそく しかくしやう 複障がい者（原則として視覚障がい2 きやう ちょうかくしやう きやういじやう しんたい 級かつ聴覚障がい2級以上）の身体 しょう しや ひつやう みと 障がい者であつて、必要と認められるも の	も じ など 文字等のコンピュータの画面情報を点字等によ しめ り示すことのできるもの	383,500円	ねん 6年
てんじき 点字器	しかくしやう しんたいしやう しやまた しんたいしやう 視覚障がいの身体障がい者又は身体障 がい児。ただし、原則として学齢児以上 の者	しかくしやう しやまた しんたいしやう じ よう い しやう 視覚障がい者又は身体障がい児が容易に使用し え つぎ 得るもので次のとおりとする。 ひやうじゆんがた (1) 標準型 りやうめんしよしんちゆうばんせい ア 両面書真鍮板製 りやうめんしよ イ 両面書プラスチック製 けいたいよう (2) 携帯用 かためんしよ ア 片面書アルミニウム製 かためんしよ イ 片面書プラスチック製	ひやうじゆんがた (1) 標準型 えん ア 10,400円 えん イ 6,600円 けいたいよう (2) 携帯用 えん ア 7,200円 えん イ 1,650円	ねん 5年	

<p>点字タイプライ ター</p>	<p>視覚障がい2級以上の身体障がい者 又は身体障がい児（就労若しくは就学 している者又は就労が見込まれる者に限 る。）</p>	<p>身体障がい者又は身体障がい児が容易に使用し えるもの</p>	<p>63,100円</p>	<p>5年</p>
<p>視覚障がい者用 ポータブル レコーダー</p>	<p>視覚障がい2級以上の身体障がい者 又は身体障がい児。ただし、原則として 学齢児以上の者</p>	<p>音声等により操作ボタンが知覚若しくは認識で き、かつ、DAISY方式による録音及び当該方 式により記録された図書の再生が可能な製品であ って、身体障がい者若しくは身体障がい児が 容易に使用できるもの、又は音声等により操作ボ タンが知覚若しくは認識でき、かつ、DAISY 方式により記録された図書の再生が可能な製品で あって、身体障がい者若しくは身体障がい児が 容易に使用できるもの</p>	<p>録音再生 85,000円 再生専用 35,000円</p>	<p>6年</p>
<p>視覚障がい者用 活字文書読上げ 装置</p>	<p>視覚障がい2級以上の身体障がい者 又は身体障がい児。ただし、原則として 学齢児以上の者</p>	<p>文字情報と同一紙面上に記載された当該文字 情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に 変換して出力する機能を有するもので、 身体障がい者又は身体障がい児が容易に使用し えるもの</p>	<p>99,800円</p>	<p>6年</p>
<p>視覚障がい者用 拡大読書器</p>	<p>視覚障がいの身体障がい者又は身体障 がい児であって、本装置により文字等を 読むことが可能になるもの。ただし、原 則として学齢児以上の者</p>	<p>画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に 置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモ ニターに映し出せるもの</p>	<p>198,000円</p>	<p>8年</p>

<p>もうじんよう とけい 盲人用時計</p>	<p>しかくしょう きゅう い じょう しんたいしょう しゃ 視覚障がい2級以上の身体障がい者 また しんたいしょう じ げんそく 又は身体障がい児。ただし、原則として おんせいとけい て ゆび しょうかつ しょう 音声時計は、手指の触覚に障がいがあ る等のため しょうどくしき とけい しょう こんなん もの 触読式時計の使用が困難な者</p>	<p>しんたいしょう しゃまた しんたいしょう じ よう い しょう 身体障がい者又は身体障がい児が容易に使用し え 得るもの</p>	<p>しょうどくしき 触読式 10,300円 おんせいしき 音声式 13,300円</p>	<p>ねん 10年</p>
<p>ちようかくしょう しゃ 聴覚障がい者 ようつうしんそう ち 用通信装置</p>	<p>ちようかくしょう また はっせい ほつご いちじる 聴覚障がい又は発声・発語に著しい しょう ゆう 障がいをするために、コミュニケーション きんきゅうれんらくなど しゅだん ひつよう みと ョン、緊急連絡等の手段として必要と認 められる しんたいしょう しゃ も しんたいしょう 身体障がい者若しくは身体障 がい児。ただし、原則として学齢児以上 のもの の者</p>	<p>いっばん でんわ せつぞく おんせい か 一般の電話に接続することができ、音声の代わり も じ など つうしん かのう き き しんたい に、文字等により通信が可能な機器であり、身体 しょう しゃまた しんたいしょう じ よう い しょう 障がい者又は身体障がい児が容易に使用できる もの</p>	<p>71,000円</p>	<p>ねん 5年</p>
<p>ちようかくしょう しゃ 聴覚障がい者 ようじょうほうじゅしんそう ち 用情報受信装置</p>	<p>ちようかくしょう しんたいしょう しゃまた しんたい 聴覚障がいの身体障がい者又は身体 しょう じ ほんそう ち 障がい児であって、本装置によりテレビ の視聴が可能になるもの の視聴が可能になるもの</p>	<p>じまくおよ しゅわつうやくつ ちようかくしょう しんたいしょう 字幕及び手話通訳付きの聴覚障がいの身体障 がい者又は身体障がい児用番組並びにテレビ番 しやまた しんたいしょう じ ようぼんぐみなら ぼん 組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画 ぐみ じまくおよ しゅわつうやく えいざう ごうせい が めん しゅつりよく き のう ゆう さいがい じ ちよう 面に出る機能の有し、かつ、災害時の聴 かくしょう しんたいしょう しゃまた しんたいしょう じ む 覚障がいの身体障がい者又は身体障がい児向 け きんきゅうしんごう じゅしん しんたいしょう しゃまた 緊急信号を受信するもので、身体障がい者又 は しんたいしょう じ よう い しょう え 身体障がい児が容易に使用し得るもの</p>	<p>88,900円</p>	<p>ねん 6年</p>
<p>じんこうこうとう 人工喉頭</p>	<p>おんせい き のう げんご き のうまた き のうしょう 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障 がい しんたいしょう しゃ も しんたいしょう がいの身体障がい者若しくは身体障がい 児であって、喉頭摘出者 の者</p>	<p>(1) ふえしき 笛式 こ き など まく しんどう 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール など かん つう おんげん こうくうない みちび こうおん か 等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化す るもの (2) でんどうしき 電動式 がつか ぶ など でんどうばん しんどう けい ひ てき 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に</p>	<p>(1) ふえしき 笛式 5,000円 き かん つか 気管カニューレ付 8,100円 (2) でんどうしき 電動式 70,100円</p>	<p>ねん 4年</p>

		おんげん こうくうない みちび こうおん か 音源を口腔内に導き構音化するもの	
ふくしでんわ 福祉電話 たいよ (貸与)	ちようかくも おんせいきのうも げんごきのう 聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能 しょう しんたいしょう しゃまた がいしゆつこんなん 障がい者の身体障がい者又は外出困難な しんたいしょう しゃ げんそく きゆういじょう 身体障がい者（原則として2級以上） であってコミュニケーション、きんきゆうれんらく 緊急連絡 など しゅだん ひつようせい みと 等の手段として必要性があると認められ るもの及びファックス被貸与者。ただ し、これらの者又は身体障がい者のみの せたいも じゆん せたい 世帯若しくはこれに準ずる世帯	しんたいしょう しゃ ようい しょう え 身体障がい者が容易に使用し得るもの	しんきせつち ばあい 新規設置の場合のみ 83,300円 えん
フ ァ ッ ク ス ファックス たいよ (貸与)	ちようかくまた おんせいきのうも げんごきのうしょう 聴覚又は音声機能若しくは言語機能障 がい きゆういじょう しんたいしょう しゃ がい3級以上の身体障がい者であつ て、コミュニケーション、きんきゆうれんらくなど 緊急連絡等の しゅだん ひつようせい みと 手段として必要性があると認められる もの。ただし、でんわ ふくしでんわ ふく 者。ただし、電話（福祉電話を含む。）に よるコミュニケーション等が困難な身体 しょう しゃ せたいまた じゆん 障がい者のみの世帯又はこれに準ずる せたい 世帯	しんたいしょう しゃ ようい しょう え 身体障がい者が容易に使用し得るもの	7,700円 えん
しかくしょう しゃよう 視覚障がい者用 ワードプロセッ サー きようどうりよう (共同利用)	しかくしょう しんたいしょう しゃまた しんたいしょう 視覚障がい者の身体障がい者又は身体障 がい児。ただし、げんそく がくれいじいじょう 原則として学齢児以上 の者	へんじゅうおよ こうせいきのうも にほんてんじひょうきほうもと 編集及び校正機能を持ち、日本点字表記法に基 にゆうりよく ぶんしょう じどうてき てんじへんかんか づき、入力した文章を自動的に点字変換が可 のう てんじ れんどう てんじぶんしょ さく 能で点字プリンターとの連動により点字文書の作 せいおよ おんせいか 成及び音声化ができるもの	きゆうふ ばあい 給付の場合 1,030,000円 えん

	<p>てんじ としよ 点字図書</p>	<p>しかくしょう しんたいしょう しやまた しんたいしょう 視覚障がい者又は身体障がい者又は身体障 がいであって、じょうほう にゆうしゆ てんじ 情報の入手を点字に よっている者</p>	<p>げっかんまた しゅうかん はっこう ざっしるい のぞ 月刊又は週刊で発行される雑誌類を除くもので あって、てんじ じょうほうにゆうしゆ 点字により情報入手できるもの</p>	<p>てんじ ほんやく としよ 点字翻訳された図書 と点字翻訳する以前 の図書の購入価格の さがく たいしよ 差額。ただし、対象 者 1人につき、6タ イトル又は、24巻 を限度とし、辞書等 いつかつ こうにゆう 一括して購入しなけ ればならないものを のぞ 除く。</p>	
<p>はいせつかんりしえんようぐ 排泄管理支援用具</p>	<p>そうぐ ストマ装具</p>	<p>また ちよくちよう き のうしょう しんたい ぼうこう又は直腸の機能障がいの身体 しょう しや も しんたいしょう じ 障がい者若しくは身体障がい児であつ て、じんこうもんまた じんこうぼうこうぞうせつしや て、人工肛門又は人工膀胱造設者</p>	<p>(1) ちくべんぶくろ 蓄便袋 てい しげきせい ねんちやくざい しょう みつぼうがたまた か 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下 ぶ かいほうがた せい も 部開放型でラテックス製若しくはプラスチック フィルム製の収納袋 (2) ちくによぶくろ 蓄尿袋 てい しげきせい ねんちやくざい しょう みつぼうがた 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテ ックス製又はプラスチックフィルム製の収納 ぶくろ にようしよりよう つき 袋で尿処理用のキャップ付のもの</p>	<p>(1) ちくべんぶくろ 蓄便袋 げつがく えん 月額 8,858円 (2) ちくによぶくろ 蓄尿袋 げつがく えん 月額 11,639円</p>	<p>げつ 1か月</p>

<p>かみ など 紙おむつ等</p>	<p>いぢる へんけいなど ストマの 著 しい変形等によりストマ装 ぐ しょう こんなん ものまた さいい じょう もの 具の使用が困難な者又は3歳以上の者で こうど はいべん も はいによき のうしょう 高度の排便若しくは排尿機能障がい の しんたいしょう しゃ も のうげんせいうんどう き のう 身体障がい者若しくは脳原性運動機能 しょう 障がいかつ意思表示困難な身体障がい しょう 者若しくは身体障がい児。ただし、原則 として3歳以上の者</p>	<p>かみ せんちょうようぐ などえいせいよう 紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用 品</p>	<p>げつがく えん 月額 12,600円</p>	<p>げつ 1か月</p>
<p>しゅうにようき 収尿器</p>	<p>せきずいそんしょうなど こうど はいによき のうしょう 脊髄損傷等による高度の排尿機能障が い の しんたいしょう しゃまた しんたいしょう じ 身体障がい者又は身体障がい児。 ただし、原則として3歳以上の者</p>	<p>さいにようき ちくにようぶくろ こうせい によう ぎやくりゅうぼうし そう 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装 ち 置をつけるもの</p>	<p>だんせいよう 男性用 ふつうがた えん 普通型 7,700円 かんいがた えん 簡易型 5,700円 じょせいよう 女性用 ふつうがた えん 普通型 8,500円 かんいがた えん 簡易型 5,900円</p>	<p>ねん 1年</p>

居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）の身体障がい者若しくは学齢児以上の身体障がい児であって、障がい程度等級3級以上の者。ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障がい2級以上の者	身体障がい者又は身体障がい児の移動を円滑にする次に掲げる用具及び改修工事を対象とする。 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修	200,000円	1回限り

注 意 事 項	持 参	しんせいさき 申請先
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法等、他制度で給付等が受けられる場合は他制度優先となります。 原則として費用額の1割自己負担。（課税状況等で自己負担額の月額上限額があります） 手帳をお持ちでないかたは、手帳交付後の申請となります。 手帳交付前及び申請前の購入に対する給付を受けることはできません。 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 身体障害者手帳または療育手帳 見積書 工事図面（住宅改修のみ必要） 住宅改修工事承諾書（借家の住宅改修のみ必要） 	ふくしかり 福祉係